

ねんきん「一ナー」



国民年金保険料学生納付特例制度のご案内

国民年金は、20歳以上であれば、学生も加入する必要がありますが一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

対象となる方は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である過程)に在学する学生などで、本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

【所得の目安】

118万円+(扶養親族などの数×38万円)

希望する場合は学生証をお持ちの上、役場担当窓口または年金事務所にお越し下さい。

国民年金保険料学生納付特例制度の継続について

学生納付特例制度により、昨年度に保険料納付を猶予されている方で、今年度も引き続き在学予定の方に對し、3月末に基礎年金番号などが印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書を送付してい

ます。

同一の学校に在学されている方は、ハガキに必要事項を記入して返送することで、今年度の申請ができます。この場合、在学証明書または学生証の写しの添付は不要です。

なお、今年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望する場合は、納付書を作成して送付します。

「年金相談」のご案内

日本年金機構構幡多年金事務所では、3カ月に1度、出張年金相談を行っています。

なお、相談には、年金手帳(年金証書)や、本人確認のため、運転免許証などの顔写真付きの身分証明書が必要となります。また、代理人の方が相談される場合は、本人からの委任状が必要となります。

◆日時

4月18日(木)

午前10時～正午

午後1時～午後3時

◆場所

佐賀支所1階町民室

本庁住民課住基戸籍係

佐賀支所地域住民課

総合窓口第2係

日本年金機構構幡多年金事務所

55-3701

34-1616

心配ごと・困りごと、人権・行政相談所の開催

皆さんの相談を社会福祉協議会相談員、人権擁護委員、行政相談委員などが受ける相談所を開きます。家庭での心配ごと、地域でのめごと、人権侵害や行政に関する相談など、ひとりで悩まず気軽にご相談ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。(予約不要)

◆開催日時・場所

4月9日(火)午前10時～正午
午後1時30分～午後3時30分

総合センター(佐賀支所前)

5月10日(金)午前10時～正午

加持本村集会所

午後1時30分～午後3時30分

奥湊川老人憩の家

お問い合わせ

佐賀支所地域住民課人権啓発係

55-3113

弁護士資格のある人権擁護委員による人権相談

次の日程により、弁護士資格のある人権擁護委員が人権相談をお受けします。特に、法律関係についてお困り、お悩みの方は、気軽にご相談ください。相談時間は1人30分です。予約制につき、電話か窓口でご予約ください。相談の秘密は必ず守り、料金は無料です。

◆実施日

5月23日(木)、7月25日(木)

9月26日(木)、11月28日(木)

2020年

1月23日(木)、3月26日(木)

◆時間

午後1時～午後3時

◆会場

高知地方事務局四万十支局

お問い合わせ

高知地方事務局四万十支局
34-1600

合併浄化槽設置補助金の交付申請について

町では、生活排水による公共生活域の水質汚染の防止と快適な生活環境の創造を図るため、合併浄化槽を設置しようとする方に、補助金を交付してあります。補助金の交付を受けるには、事前に申請が必要です。

今年度中に合併浄化槽の設置を予定している方で、補助金を希望する方は、補助金交付申請を行ってください(予算到達時点で終了)。

◆補助金額

5人槽 33万2000円

6～7人槽 41万4000円

8～10人槽 54万8000円

お問い合わせ

本庁住民課環境保全係
43-2800